

公 告

一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第5条の規定に基づき、公告する。

令和6年6月25日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 名称

高知市公共施設白書改訂業務委託

(2) 目的

高知市では、平成26年3月に策定した「高知市公共施設マネジメント基本方針」において、【管理の最適化】、【機能の最適化】、【総量の最適化】を公共施設マネジメントの3つの基本目標とし、『安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供』を目指した高知市の公共施設の適正管理を推進している。

本業務は、公共施設マネジメントの実行計画である「高知市公共施設再配置計画」や「高知市公共施設長期保全計画」の基礎資料となる「高知市公共施設白書」について、高知市の公共施設の利用率や将来費用などのデータの整理、内容の分析・考察を加えた改訂を行うもの。

(3) 業務内容

「高知市公共施設白書改訂業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 契約条項を示す場所

高知市本町五丁目1番45号 高知市財務部財産政策課

(5) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他一般競争入札に関する事項

別紙のとおり

1 参加資格要件

この一般競争入札（以下「本競争入札」という。）に参加する者が有しなければならない資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者であること。
- (2) 本市の令和 6・7 年度物件等競争入札参加資格者名簿（営業種目が「調査・測定業務」のうち、区分「各種計画策定」）に登録があり、以下のいずれかの要件を満たす者であること。
 - ア 本市内に本社又は本店を有する者であること。
 - イ 本市内に委任を受けた支社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (3) 平成 27 年 4 月以降に、地方公共団体が発注した公共施設マネジメントに関する以下の計画等策定業務のうち、いずれか 1 件以上の履行実績があること。
 - ア 公共施設等総合管理計画
 - イ 公共施設白書
 - ウ 公共施設長寿命化計画
 - エ 個別施設保全計画
 - オ その他、公共施設マネジメントに関連する計画、指針等
- (4) 本業務に係る業務責任者を配置できること（資格及び専任性は求めない）。
- (5) 本競争入札の公告日から本競争入札に係る契約の締結日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者であること。
- (6) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれかに該当しない者であること。契約の履行に係る業務の一部について、第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

2 関係書類の交付

- (1) 本市が本競争入札へ参加しようとする者（以下「競争入札参加希望者」という。）へ交付する書類は、別表 1 のとおりとする。
- (2) 本市は、(1)の書類を次の URL に掲載することで競争入札参加希望者へ交付する。
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/177/hakusy06.html>

3 質疑回答

- (1) 質疑（書類の記載方法等簡易なものを除く。）がある場合は、書面をもって質疑をすることができる。

(2) (1)の質疑をしようとする者は、質疑書に質疑事項を記載したものを提出する。

(3) (2)の質疑書の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	ファクシミリ（送信後、提出者は、11の電話番号へ書類到達の確認をする。）
提出期限	令和6年7月2日（火）
提出先	11と同じ

(4) 本市は、質疑に対する回答を令和6年7月9日（火）までに次のURLに掲載する。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/177/hakusyo6-shitugi.html>

(5) 質疑の取扱

電話やメールによる質疑等は受付しない。

4 競争入札参加資格審査の申請

(1) 競争入札参加希望者は、本市の競争入札参加資格審査を受けなければならない。

(2) (1)の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表2に定める書類を提出する。

(3) 申請書類の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参（土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時の間を除く。）
提出期限	令和6年7月16日（火）（必着）
提出先	11と同じ

(4) (3)の郵送は、次に掲げる事項に適合していなければならない。

ア 申請書類が封筒に入れられており、かつ、当該封筒が封かんされていること。

イ 申請書類が入れられた封筒の表に名称（高知市公共施設白書改訂業務）、申請者の住所（所在地）及び氏名（法人にあつては名称及び入札する権限を有する者の職名及び氏名とする。以下同じ。）並びに「申請書類在中」及び「親展」の文字が明記されていること（別図）。

5 競争入札参加資格審査の結果の通知

(1) 本市は、申請者に対する4(1)の審査の結果について、当該申請者へ令和6年7月19日（金）までにファクシミリで通知する。

(2) 本市から競争入札参加資格を有さない旨の通知を受けた者は、その理由について文書をもって令和6年7月25日（木）までに財産政策課に説明を求めることができる。

6 入札手続き等に関する事項

(1) 競争入札の参加

ア 本市から競争入札参加資格を有する旨の通知を受けた者（以下「有資格者」という。）は、本競争入札への参加をすることができる。

イ アの参加をしようとする者（以下「入札参加者」という。）は、物件等一般競争（指名競争）入札参加者の心得を遵守すること。

ウ 入札参加者は、入札書を提出する。

※ 入札参加者が入札書に押印する場合は、代表者印を押印すること。

- エ 入札に代表者以外の者（代理人）が参加する場合は、委任状の提出をすること。
- ※ 代理入札の場合は、入札者欄に委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をし、代理人の住所及び氏名を記入し、押印すること。この場合、入札者欄の押印は不要。
- オ 入札者又は代理人の本人確認がされた場合は、押印を省略することができる。
- ※ 本人確認の方法は、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付き社員証等）により行うため、押印の省略を行う場合は本人確認書類を持参のこと（顔写真付きの名刺は不可）。
- ※ ただし、委任状において代理人使用印を押印した場合は、入札書への代理人使用印の押印を省略することはできない。
- カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- キ 高知市契約規則第 20 条に該当する入札は無効とする。

(2) 入札の執行日時及び場所等

ア 開札

日時 令和 6 年 7 月 26 日（金）午前 10 時から
 場所 高知市本町五丁目 1 番 45 号
 高知市役所本庁舎 3 階 入札室

イ 落札者の決定

- (ア) 開札の結果、予定価格以下かつ一番低い金額で入札した者を落札者とする。落札者が決定した場合は、直ちに口頭で発表する。ただし、無効である入札をした者を除く。
- (イ) 予定価格以下かつ一番低い金額で入札した者が 2 者以上あるときは、くじにより決定する。
- (ウ) 落札者が決定しないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (エ) 再度の入札は、2 回（初度の入札と合わせて 3 回の入札）まで行う。再度の入札において、その前回の入札の最低価格以上の入札をしたときは、入札を辞退したものとみなす。

ウ 入札保証金

入札保証金は、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 8 条第 2 号の規定により免除とする。

7 競争入札の辞退

- (1) 有資格者は、本競争入札への参加の辞退をすることができる。
- (2) (1)の辞退をしようとする者は、辞退届を提出する。
- (3) 辞退届の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	ファクシミリ（送信後、提出者は、11 の電話番号へ書類到達の確認をする。）
提出期限	令和 6 年 7 月 25 日（木）※入札の執行日前日
提出先	11 と同じ

8 入札の無効

入札が次のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

- (1) 競争入札参加資格を有さない者が入札したとき。
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- (3) 同一案件の競争入札に対して2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書に記載された入札金額が訂正されているとき。
- (5) 入札書の氏名その他重要な文字及び印鑑が誤脱（押印省略を除く。）し、又は不明なとき。
- (6) 所定の入札書以外の入札書を使用して入札を行ったとき。
- (7) 入札に際し、不正の行為があったとき。
- (8) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記用具により入札書に記入したとき。
- (9) 入札者の押印を省略する場合において、本人確認を受けていない入札者が入札したとき。
- (10) 入札者の押印を省略する場合において、入札者の記名を欠く入札書により入札したとき。
- (11) 委任状に代理人使用印を押印した場合に、入札書への代理人使用印の押印を省略したとき。
- (12) その他入札の条件に違反したとき。

9 契約手続

(1) 契約期限

ア 契約締結は、令和6年8月5日(月)までに行うこと。

イ 特段の理由なく契約手続を行わない場合は、落札者の決定の取消処分を行う。

(2) 落札者の決定の取消し

ア 次のいずれかに該当する場合、契約締結前には落札者の決定の取消処分を行う。

(ア) 落札者（法人及び代表者並びに役員）が排除措置対象者に該当することが判明したとき、又は暴力団の利益になり若しくはその恐れがあると認められることが判明した場合

(イ) 落札者が入札資格者の資格に該当しなくなったとき。

(ウ) 本市に対して必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

10 契約保証金

高知市契約規則第39条第4号の規定により免除する。

11 問合せ先

〒780-8571 高知県高知市本町五丁目1番45号

高知市財務部財産政策課

TEL：088-802-5688（直通）

FAX：088-823-9568

E-mail：kc-051700@city.kochi.lg.jp

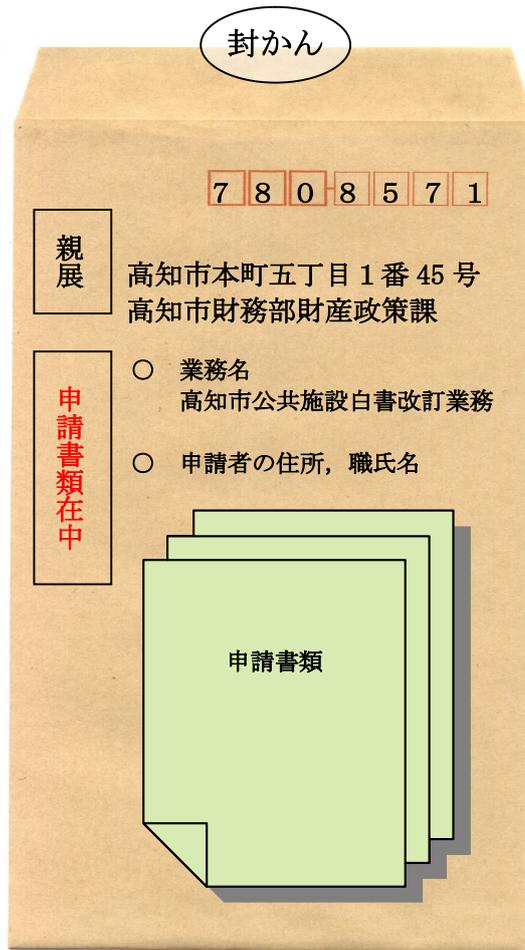
別表 1 関係書類

番号	書類の名称	様式
1	仕様書	
2	高知市公共施設白書（本編）の構成	別表 1
3	高知市公共施設白書（資料編）の構成	別表 2
4	公共施設カルテデータ	別表 3
5	競争入札参加資格審査申請書	様式第 1 号
6	履行実績調書	様式第 2 号
7	質疑書	様式第 3 号
8	入札書	様式第 4 号
9	委任状	様式第 5 号
10	辞退届	様式第 6 号
11	業務着手届	様式第 7 号
12	業務完了届	様式第 8 号

別表 2 申請書類

番号	名称	作成要領
1	競争入札参加資格審査申請書	様式第 1 号に必要事項を記載したもの。
2	履行実績調書	様式第 2 号に次の案件を記載したもの。 (1) 平成 27 年 4 月以降に、地方公共団体が発注した公共施設マネジメントに関する計画等策定業務のうち、公共施設等総合管理計画、公共施設白書、公共施設長寿命化計画、個別施設保全計画、その他公共施設マネジメントに関連する計画、指針等の履行実績 (2) (1)を証する書類を添付すること。

別図 申請書類封入封筒（記入例）



(提出期限：令和6年7月16日(火))

高知市公共施設白書改訂業務 日程一覧

- 令和6年6月 25日 (火) 公告
- 令和6年7月 2日 (火) 質疑書の提出期限
- 令和6年7月 9日 (火) 質疑回答の期限
- 令和6年7月 16日 (火) 申請書類の提出期限
- 令和6年7月 19日 (金) 競争入札参加資格審査の結果通知
- 令和6年7月 26日 (金) 入札執行日
- 令和6年8月 5日 (月) 契約締結期限
契約締結以降，委託業務開始
- 令和7年3月 14日 (金) 契約期間終了